

平成十八年政令第二百二十一号

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令
内閣は、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第
八十八号)第二条第一項及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(生産条件不利補正対象農産物)

**第一条 農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「法」とい
う。)第二条第二項の政令で定める対象農産物
は、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供
するばれいしょ、そば及び菜種であつて、農林
水産省令で定める要件に該当するものとする。**

**第二条 法第二条第三項の政令で定める対象農
産物は、米穀、麦、大豆、てん菜及びでん粉の製
造の用に供するばれいしょであつて、農林水産
省令で定める要件に該当するものとする。**

附 則 抄

(施行期日)

**第一条 この政令は、法の施行の日(平成十九年
四月一日)から施行する。**

(大豆交付金暫定措置法施行令の廃止)

**第二条 大豆交付金暫定措置法施行令(昭和三十
六年政令第四百十七号)は、廃止する。**

**附 則 (平成二十六年一〇月二九日政令第
三四六号)**

(施行期日)

**1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行
する。**

(経過措置)

**2 この政令による改正後の農業の扱い手に対する
経営安定のための交付金の交付に関する法律
施行令(以下「新令」という。)本則の規定は、
平成二十七年度の予算に係る農業の扱い手に対
する経営安定のための交付金の交付に関する法
律の一部を改正する法律(以下「改正法」とい
う。)による改正後の農業の扱い手に対する經
営安定のための交付金の交付に関する法律(以
下「新法」という。)第三条第一項各号又は第
四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年
度以前の年度の予算に係る改正法による改正前
の農業の扱い手に対する経営安定のための交付
金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第
四条第一項の交付金については、なお從前の例
による。この場合において、平成二十七年度の**

予算に係る新法第四条第一項の交付金について
の新令第二条の規定の適用については、同条中
「ばれいしょであつて、農林水産省令で定める
要件に該当するもの」とあるのは、「ばれいし
ょ」とする。